

(写)

長門市告示第 147 号

令和 5 年 12 月長門市議会定例会招集告示（令和 5 年長門市告示第 142 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 5 年 12 月 20 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

報告

第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

令和 5 年 12 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

報告

- 第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

報告第 1 号

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 5 年 12 月 18 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 5 年 12 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 12 月 18 日

長門市長 江 原 達 也

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の額 27,500 円
- 2 損害賠償の相手方
住所 長門市三隅中 1550 番地 3
氏名 株式会社山口銀行三隅支店
- 3 発生の原因となる事実

令和 5 年 12 月 1 日午後 2 時 25 分頃、相手方店舗駐車場において、駐車していた公用車を、公道に出るためハンドルを切りながら後退させたところ、車両前方が相手方店舗雨樋に接触し、損害を与えたもの